

第 21 回 浜田市農業委員会総会会議議事録

日 時：令和 4 年 10 月 26 日（水）午前 9 時 30 分  
場 所：浜田市役所 4 階 講堂 A B C

1 出席委員

【農業委員】(11名)

1 番 原田義一	2 番 三浦 寿紀	3 番 佐々木京子	6 番 野上 省三	9 番 河崎 健
10 番 宮崎 龍生	11 番 玉田 一	14 番 中田 善喜	16 番 佐々森義見	17 番 渡辺 弘之
18 番 奥迫 忠幸				

【農地利用最適化推進委員】(15名)

1 番 前田 正典	2 番 徳田マスエ	3 番 永見 繁廣	5 番 小川 明人	6 番 領家 悟
8 番 岡本 定文	9 番 藤若 裕香	10 番 橋本 安延	12 番 小松原常雄	14 番 河野 恒弘
14 番 近重 邦昭	16 番 田村 邦麿	17 番 岡田 勝	18 番 大谷 数義	19 番 長野 昭三

2 欠席委員

農業委員 (8名)

4 番 柿元 信次	5 番 川本 聖光	7 番 岡本 健治	8 番 青葉 真	12 番 高橋 伸幸
13 番 大崎 健太	15 番 林 秀司	19 番 松山 純久		

農地利用最適化推進委員 (3名)

4 番 小谷 保雄	11 番 串崎 美之	13 番 渡邊 弘登
-----------	------------	------------

3 提出議案

○報 告

認定電気通信事業者等が行う農地転用届について (1 件)  
公共事業による廃土処理届出について (1 件、追加 1 件)

○議 案

議第 1 号 農用地利用集積計画の策定について (19 件)  
議第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (1 件)  
議第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について (2 件)  
議第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について (3 件)  
議第 5 号 転用統制外証明願について (2 件)

○その他

令和 4 年 10 月 26 日  
浜田市農業委員会  
会長 原 田 義 一

4 事務局出席職員

農業委員会事務局 : 官澤局長、岡本農地係長、佐々木主任主事  
産業経済部農林振興課 : 松本事務員  
しまね農業振興公社 : 植本農地集積相談員

<p>議長</p>	<p>おはようございます。本日は、お忙しい中、参加いただきまして、誠にありがとうございます。  冷え込んでまいりました。稲刈りもほとんど終わったのではないかと思います。  先日、農政局から「島根県内のコメの作況指数 102 のやや良」と発表されました。  今後、10・11 月分が発表されると思いますが、最終的にはこのような作況指数となるのではないかと考えております。  米の出荷実績等につきましては、今後報告させていただければと考えております。</p> <p>それでは、ただいまから第 21 回浜田市農業委員会総会を開催いたします。  本日の欠席は、  農業委員の  4 番 柿元委員、5 番 川本委員、7 番 岡本委員、8 番 青葉委員、12 番 高橋委員  13 番 大崎委員、15 番 林委員、19 番 松山委員  推進委員の  4 番 小谷委員、11 番 串崎委員、13 番 渡邊委員  以上 11 名の方から欠席の届出が出ております。</p> <p>なお、2 番 前田委員から早退の届出が出ております。</p> <p>議事録署名者は、「10 番 宮崎委員」「11 番 玉田委員」です。  よろしくをお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、議事「報告事項」に入ります。  事務局の説明をお願いします。また、事前の意見等がありましたらお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>報告事項について説明します。  認定電気通信事業者等が行う農地転用届について、「案件は 1 件」です。  「15 号」について説明します。  届出は「金城町小国の田、1 筆、1,658 のうち 1 m<sup>2</sup>」です。  楽天モバイル株式会社が携帯電話無線基地局を設置する届出で、工事期間は、令和 5 年 3 月 31 日までの予定となっております。</p> <p>公共事業による廃土処理届出については「2 件」です。  「3 号」について説明します。  届出内容は、佐野町の田、9 筆、6,001 m<sup>2</sup>です。  この案件は、〇〇工事を行う際の廃土 2,900 m<sup>3</sup>を現道に隣接した処理を行いやすい経済的な場所で行うという届出です。  期間は令和 6 年 3 月 31 日までの予定です。  廃土処理中に汚濁水が周辺農地や河川に流出しないように必要に応じて沈殿池等を設置し、埋め立て後は農地として整備し、所有者へ返還するという内容です。</p> <p>本日配布しました追加資料の公共事業による廃土処理届出について「4 号」をご覧ください。  届出は「旭町都川ほか 1 筆の田、合計面積 3,049 m<sup>2</sup>」です。  この案件は、〇〇工事を行う際の廃土 6,194 m<sup>3</sup>を、現場に近くで経済的な届出地に廃土するものです。  なお、期間は令和 4 年 11 月 15 日から令和 6 年 3 月 31 日までの予定です。</p>

	<p>なお、今回の工事により廃土は終了し、廃土後は畑として整備し土地所有者へ返還されると伺っています。</p> <p>事前のご質問がありました。 「公共事業による廃土処理届出 4号」について、「2番 三浦委員」から事前質問がありました。 質問内容は、「土地が分離される。埋め立て後は水田として整備するとありますが、水の確保は可能ですか。」という内容です。 事務局の回答といたしましては、 浜田県土整備事務所へ確認しました。 既設水路が新設道路で分断されますが、各箇所とも横断暗渠でつなぎ、用水を確保するよう設計に反映されています。 また、土地所有者、耕作者もこの内容については了解されています。</p>
議 長	<p>報告事項について、説明が終わりました。 皆様方から何かありましたらお願いします。      ありませんか。</p>
委 員	<p>質疑なし</p>
議 長	<p>ないようです。それでは、議事に入ります。 議第1号、農用地利用集積計画の策定について、農業委員会へ議決を求められています。また、事前の質問等がありましたら、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の策定について、農用地利用集積計画（案）と利用集積一覧表をご覧ください。 農業者の皆様から申出のありました利用権設定は「19件、47筆、80,729㎡」で、同法第18条第3項の各要件を満たしていると判断されています。 公告期間は、「令和4年10月28日から令和4年11月10日」までの14日間、開始日を「令和4年11月1日以降」とされています。</p> <p>なお、事前質問をいただいておりますが、質問された委員の了解を得て「その他」でご報告いたしますので、よろしくお願いいたします。 以上です。ご審議よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>議第1号、農用地利用集積計画の策定について、説明が終わりました。 皆様方から何かありましたらお願いします。      ありませんか。</p>
委 員	<p>質疑なし</p>
議 長	<p>無いようですので採決に入ります。 「農用地利用集積計画について」、原案どおり、承認いただける方の挙手をお願いします。</p>

委員	～ 挙手 多数 ～
議長	挙手、多数です。承認いたします。
議長	続きまして、議第2号、農地法第3条の規定による許可申請は、「1件」です。事務局から説明をお願いします。
事務局	<p>農業委員会等に関する法律第6条第1項第1号の規定により、「農地の所有権移転や農地の転用などの審議をお願いいたします。」</p> <p>農地法第3条申請では、農地を耕作目的で売買、貸借、贈与など、所有権の移転や使用収益権の設定、移転などについて、ご審議いただきます。</p> <p>「9号」について説明します。</p> <p>土地の所在等は、弥栄町木都賀の田、1筆、802 m<sup>2</sup>で、有償移転にかかる許可申請です。</p> <p>譲渡事由は、県外在住のため耕作困難なため</p> <p>譲受事由は、自宅に近く以前から利用権設定し耕作されていましたが、この度、譲渡人と協議結果、申請地を購入することとなり、露地野菜等を栽培される予定です。</p> <p>周辺地域との関係等については、すでに譲受人が耕作しており、周辺農地に支障はないという申請です。</p>
議長	<p>続きまして、担当委員から補足説明がありましたらお願いします。</p> <p>「2番 三浦委員もしくは徳田委員」お願いします。</p>
2番 三浦委員	<p>譲受人の方は、Iターンで来られて農業をされています。</p> <p>先ほど利用権設定の説明がありましたが、弥栄町では大規模な圃場整備事業がありまして、この方が耕作されている農地も圃場整備事業に組み込まれましたので、今後栽培される面積が少なくなることを想定されて、こういう空いているところを購入されるということでありました。</p> <p>この方が中心となって弥栄町では環境型保全農業をかなり行っておりまして、こういう方には是非、頑張っていたきたいと思います。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>
議長	事前の質問等がありましたら、事務局から説明をお願いします。
事務局 事前質問・回答	事前質問は、ありませんでした。 ご審議よろしく願いいたします。
議長	その他、皆様方から何かありましたらお願いします。      ありませんか。
委員	質疑なし

議 長	<p>無いようですので、採決に入ります。 農地法第 3 条の規定による許可申請について、ご承認いただける農業委員の挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>～ 挙手 全委員 ～</p>
議 長	<p>挙手、全委員です。承認といたします。</p>
議 長	<p>続きまして、議第 3 号、農地法第 4 条の規定による許可申請は、2 件です。 事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農地法第 4 条申請は、農地の所有者など、権利を有する者自らが農地以外の住宅や駐車場、資材置き場などの用途に転用したいというものです。 次第の 3 ページと資料等をご覧ください。</p> <p>「15 号」について説明いたします。 土地の所在は、浅井町の田、1 筆、349 m<sup>2</sup>です。 転用目的は「個人用住宅・車庫等」で、「次第の P6 のとおり顛末書」が添付されています。</p> <p>顛末書は「被相続者が昭和 43 年頃土地を造成し居宅を建築、昭和 60 年頃相続。農地法の手続きを行っていなかったため、今後は十分注意します。」という内容です。 申請地は、農用地区域外、都市計画区域内の近隣商業地域で、農地区分は第 3 種農地と判断いたしました。利用期間は永久です。</p> <p>周辺との関係等については、「隣接地との間には、コンクリート壁・ブロック塀・植木を植栽し、申請地には砂利を敷き、土砂が流れないようにする。雨水については、道路側溝・斜面側水路に流すので周囲への影響はないと思われる。これらの措置により周辺への被害の恐れはないと思われるが、問題が生じた場合には、当事者間で話し合いの上、責任を持ってこれに対応する。」という申請です。</p> <p>「16 号」について説明いたします。 土地の所在は、「下府町の畑、1 筆、287 m<sup>2</sup>」です。 転用目的は「個人住宅」で、次第の P7 のとおり顛末書が添付されています。</p> <p>顛末書は「被相続人が昭和 63 年頃に無断で居宅・倉庫の築造、その後平成 16 年頃に無断で増築を行い、平成 18 年に相続したが、農地法の手続きを行っていなかったため、今後は十分注意します。」という内容です。 申請地は、農用地区域外、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域で、農地区分は第 3 種農地と判断いたしました。利用期間は永久です。</p> <p>周辺との関係等については、「被害の及ぶ恐れはないと思われるが、万一の場合は関係当事者間で話し合いのうえ、責任をもってこれに対処する。」という申請です。以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>担当委員から補足説明がありましたらお願いします。 「15 号」について、「19 番 長野委員」お願いします。</p>
19 番 長野委員	<p>現在建物が建っておりますけれども、以前、農地法の許可を終えずに、建物を建てておられるということから、今回申請が出たものでございます。</p>

	<p>写真でおわかりになるように、建物も傾いたような状態になっておりまして、残った土地も7割も雑木が生えているような状況で、建物に沿って風呂ありますが、ここには水路もあります。雨水等の排水等についても、問題がないというふうに判断をしたところでございます。</p> <p>どうかよろしくお願いをいたします。</p>
議 長	<p>「16号」につきまして、「14農 中田委員 もしくは 河野委員」補足説明がありましたらお願いします。</p>
14農 中田委員	<p>先般、事務局と現地確認に参りました。</p> <p>航空写真のとおり、最初できたときは倉庫だったようですが、現在は所有者が変わっております。</p> <p>居住されている建物が含まれていますので、今変更はできません。</p> <p>どうか協力をよろしくお願いをいたします。</p>
議 長	<p>事前の質問等がありましたら、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 事前質問・回答	<p>農地法第4条申請の「15号と16号」について、「2番 三浦委員」から事前質問・ご意見がありました。ご質問内容は、</p> <p>住宅建築後、本日まで農地として課税されていると思われま。</p> <p>顛末書1枚の方が安上がりで、不公平感があります。</p> <p>遡って課税すべきではありませんか。</p> <p>固定資産税課税明細書が4月に浜田市から送付されます。自己点検を促す内容の説明を同封することを提案します。</p> <p>事務局のご回答といたしましては、</p> <p>15号、16号とも、資産税課へ確認したところ「建物が建っている部分及び駐車場として利用されている部分」は、「農地ではなく宅地として課税」されているということで、課税上は問題ないかと思ひます。</p> <p>資産税課も航空写真や現地で確認しており、公正に手続きしております。</p> <p>以上です。ご審議よろしくお願いをいたします。</p>
議 長	<p>その他、皆様方から何かありましたらお願いします。      ありませんか。</p>
委 員	<p>質疑なし</p>
議 長	<p>無いようですので、採決に入ります。</p> <p>第4条申請について、ご承認いただける農業委員の挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>～ 挙手 全委員 ～</p>
議 長	<p>挙手、全委員です。承認といたします。</p>

議 長	<p>続きまして、議第4号、農地法第5条の規定による許可申請は、3件です。 事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農地法第5条申請は、農地の所有者など権利を有する者から他の者が権利を取得して、農地以外の用途に転用したいという申請です。</p> <p>「25号」の所有権移転の許可申請について説明いたします。 土地の所在は、「旭町丸原の田、1筆、722㎡」です。 転用目的は、「個人住宅」で「申請地近くに居住している譲受人が、借家が手狭になったため、子どもの学校の校区が変わらない申請地を取得して自己の住宅を建築する。」と申請されています。</p> <p>申請地は農用地区域内農地でしたが、除外の手続き行っております。都市計画区域内の用途指定なしで、現在は第2種農地と判断いたしました。 工事期間は令和5年4月末日までの予定で、利用期間は永久です。 周辺との関係等については「住宅の汚水排水は道路内の公共下水に接続して処理する。周囲に被害を及ぼす恐れはないと思われるが、万一の場合は、関係当事者間で話し合いの上、責任をもってこれに対処する。」という申請です。</p> <p>「26号と27号」の所有権移転の許可申請について説明いたします。 土地の所在は、「旭町丸原の田畑、3筆、468㎡」です。 転用目的は、「個人住宅」と申請されています。 申請地は、農用地区域外、都市計画区域内の用途指定なしで、第2種農地と判断いたしました。 工事期間は令和5年4月末日までの予定で、利用期間は永久です。 周辺との関係等については「埋立て土砂が流出し周辺の農地に影響がないようコンクリートブロック土止めなど被害防除対策には万全を期す。生活排水は合併浄化槽を通じ、また雨水は市道側溝へ排水するので周囲への影響はない。 その他、被害の及ぶ恐れはないと思われるが、万一の場合は関係当事者間で話し合いのうえ、責任をもってこれに対処する。」という申請です。 以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>続きまして、担当委員から補足説明がありましたらお願いします。 「農地法第5条申請」についてはまとめて、「10番 宮崎委員 もしくは 橋本委員」お願いします。</p>
10番 宮崎委員	<p>ただいま事務局から説明のあったとおりです。 25号につきましては、浜田八重可部線のオートパルみどりのところから10mから20mぐらい浜田より旭インターに入る交差点がありまして、立地条件的にはそういうところですよ。</p> <p>現在アパートに住んでいらっしゃるんですけど、子供さんが大きくなって、狭くなったということで、この土地を考えられたようです。</p> <p>26、27号は、高速道路の近くのところでございまして、地理的に日当たり等の要件等々を見まして非常に建物としたら、いい場所に立地するために建てられるのではないかと考えております。</p>
議 長	<p>以上で、第5条申請について説明が終わりました。 事前の質問等がありましたら、事務局から説明をお願いします。</p>

事務局 事前質問・回答	事前質問は、ありませんでした。ご審議よろしくお願ひいたします。
議 長	その他、皆様方から何かありましたらお願ひします。 ありませんか。
委 員	質疑なし
議 長	無いようですので、採決に入ります。 「第5条の規定による許可申請について」、ご承認いただける農業委員の挙手をお願ひします。
委 員	～ 挙手 全委員 ～
議 長	挙手、全委員です。承認といたします。
議 長	続きまして、議第5号、転用統制外証明願は、2件です。 事務局から説明をお願ひします。
事務局	<p>転用統制外証明願、いわゆる非農地証明願は、登記簿上の地目は田や畑などの農地であっても、「農地法が施行された昭和27年10月1日以前から、農地以外の用途で利用されてきたもの」、「自然災害により被災、埋まってしまったもの」、「自然荒廃や耕作放棄により概ね20年以上放置し、再び農地として利用される可能性の無いものなど」に対して農業委員会が認めて交付するものです。</p> <p>「17号」について説明いたします。 土地の所在は「旭町市木の田、1筆、1,449㎡」です。（農用地区域内農地） 証明願の内容は「平成13年頃より耕作放棄、現況原野」という申請です。</p> <p>「18号」については、今回取り下げられました。</p> <p>「19号」について説明いたします。 土地の所在は「旭町木田の畑、1筆、252㎡」です。（農用地区域内農地） 証明願の内容は「昭和60年頃より耕作放棄、現況原野」という申請です。</p>
議 長	担当委員から補足説明がありましたらお願ひします。 「17号」について、「8番 岡本委員」お願ひします。
8番 岡本委員	先般、現地確認いたしました。 写真の通りで、農地に木が生えて、農地として使えないような状態でした。 どうかよろしくお願ひいたします。
議 長	「19号」について、「16番 田村委員」補足説明がありましたらお願ひします。



16 番 田村委員	<p>先般事務局の現地を確認いたしました。 写真のとおりです。もう長年に渡り耕作された形跡がないということを確認いたしましたので、ご検討いただきたいと思います。</p>
議 長	<p>転用統制外証明願について説明が終わりました。 事前の質問等がありましたら、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 事前質問・回答	<p>事前質問は、ありませんでした。ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>その他、皆様方から何かありましたらお願いします。      ありませんか。</p>
委 員	<p>質疑なし</p>
議 長	<p>無いようですので、採決に入ります。 「転用統制外証明願について」 ご承認いただける農業委員の挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>～ 挙手 全委員 ～</p>
議 長	<p>挙手、全委員です。承認といたします。</p>
議 長	<p>その他、全体を通じましてご意見ご質問がありましたらお願いします。</p>
委 員	<p>意見、なし</p>
議 長	<p>その他、ご意見等、無いようですので、 以上を持ちまして、第 21 回総会を終了します。</p>

終了 午前 10 時 5 分